限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市東浦賀二丁目八〇番地、最後の住所神奈川県横浜市金沢区能見台一丁目二五番地三　被相続人　亡　小座野秀文

右被相続人は平成二十七年四月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年六月三十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十八日

神奈川県横浜市金沢区能見台一丁目二五番地三　相続財産管理人　小座野喜子

限定承認公告

本籍三重県松阪市嬉野中川町一五二八番地一〇五、最後の住所三重県松阪市嬉野中川町一五二八番地一〇五　被相続人　亡　深田　雅司

右被相続人は平成二十七年三月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十五日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十八日

三重県松阪市嬉野中川町一五二八番地一〇五　相続財産管理人　深田　知香

限定承認公告

本籍福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻三九三番地、最後の住所宮崎市吉村町大田ケ島甲四〇四―一テンダーハウスD一〇二

被相続人　亡　因　直登

右被相続人は平成二十六年十月十六日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十五日宮崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十八日

大阪市中央区谷町九丁目二番一四号中田東海ビル四階ケイエヌ法律事務所

相続財産管理人弁護士　西井　耕平

代理人弁護士　西井　耕平

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所大阪府東大阪市太平寺二丁目一〇番七号

被相続人　亡　梁本成義こと　梁　成義

右被相続人は平成二十二年七月五日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十八日

大阪市東成区中本四丁目一二番四号

相続財産管理人　梁　史民

限定承認公告

本籍福岡県北九州市若松区白山二丁目三〇七番地、最後の住所福岡県北九州市若松区白山二丁目八番二四号　被相続人　亡　新庄　佳子

右被相続人は平成二十七年二月一日頃から十日頃までの間に死亡し、その相続人は平成二十七年七月十七日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十八日

福岡県北九州市若松区白山二丁目八番二四号

限定承認者　新庄貴代子

限定承認公告

本籍高知県高知市南はりまや町二丁目一四番、最後の住所高知県高知市南はりまや町二丁目一四番一二号　被相続人　亡　織田　眞作

右被相続人は平成二十六年九月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十四日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十八日

宮崎県都城市一万城町八七号九番地

相続財産管理人　谷本　高嘉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二千二百六十九万円減少し、百七十五億四千三十八万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月十三日

掲載頁　六十一頁（号外第五十三号）

平成二十七年七月二十八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

ＡＬＪ　ＣＥＮＴＲＡＬ　ＲＥ１特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき、優先資本金の額を金五百万円（但し、Ａ号優先出資について金五百万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年三月二十七日付官報の号外第七十号一四七頁に掲載されています。

平成二十七年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

トライアングル特定目的会社

取締役　沼澤　勝義

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七億円減少し金七十七億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年八月三十一日であり、社員総会の決議は平成二十七年七月二十四日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月二十三日

掲載頁　五十三頁（号外第九十四号）

平成二十七年七月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

CapitaRetail LPM特定目的会社

取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金七億円減少して金七十七億円とし、発行済優先出資一万四千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年七月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

CapitaRetail LPM特定目的会社

取締役　石田　泉

正誤

ページ	段	行	誤	正
五五	上	終りから八	内」に、「災	内」に、「災

平成二十七年六月三十日（号外第百四十六号）国土交通省告示第八百十六号（木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件等の一部を改正する件）（原稿誤り）

二八ページ上段終りから一行目

一七・三	六・〇	九・〇	は
一七・四	六・六	九・六	の誤り。

同ページ下段八行目

一一・一	二・五	五・四	は
一一・四	三・〇	五・四	の誤り。

同ページ下段一六行目

一六・四	五・一	八・五	は
一六・八	五・四	九・〇	の誤り。

同ページ下段終りから九行目

一五・一	四・六	八・九	は
一五・六	四・八	九・〇	の誤り。

同ページ下段終りから一行目

八・五	四・〇	六・五	は
九・〇	四・二	六・六	の誤り。

三〇下　一〇四百四十一　四百十一

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十八日付第一六九号
五月二十二日付参会第二〇

六四ページ●同日付政府調達第一四〇号三二ページ●
号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）